

第七十二号議案

東京都給水条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都給水条例の一部を改正する条例

東京都給水条例（昭和三十三年東京都条例第四十一号）の一部を次のように改正する。  
第六条に次の一項を加える。

3 第一項の指定は、法第二十五条の三の二第一項の規定により五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第六条の二第一項中「都指定給水装置工事業者は、管理者に」を「管理者は、前条第一項の指定又は同条第三項の指定の更新がされたときは、都指定給水装置工事業者に、」に、「の交付を申請することができる」を「を交付する」に改める。

第六条の三第一項及び第二項並びに第十三条第二項第一号中「第五条」を「第六条」に改める。

第二十九条第一項ただし書中「もの」の下に「、第五号に掲げる申込者」を加え、同項第一号中「一万三百円」を「九千四百円」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「第六条の二第一項又は第二項の指定事業者証の交付又は」を「第六条の二第二項の指定事業者証の」に、「二千二百円」を「二千円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第六条第三項の指定の更新を申請する者 一件につき九千四百円

第三十二条第一号中「第五条」を「第六条」に改め、同条第四号中「及び第八号から第十二号まで」を「、第六号及び第九号から第十三号まで」に改める。

第三十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第五条第六号」を「第六条第六号」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和元年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都給水条例第六条第一項の指定を受けている都指定給水装置工事事業者の施行日後の最初のこの条例による改正後の東京都給水条例第六条第三項の指定の更新については、同項中「五年ごと」とあるのは、「東京都給水条例の一部を改正する条例（令和元年東京都条例第 号）の施行の日の前日から起算して五年（当該指定を受けた日が、平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間である場合にあつては一年、平成十一年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間である場合にあつては二年、平成十五年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間である場合にあつては三年、平成十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間である場合にあつては四年）を経過する日まで」とする。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

##### (提案理由)

水道法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十二号）の施行に伴い、都指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する規定を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。